

表 32 保護理由の説明をされましたか？

	度数	パーセント
された	278	64.5
少しされた	84	19.5
ほとんどされなかった	13	3.0
されなかった	41	9.5
無回答	15	4.16
合計	431	100.0

表 33 退所後について気持ちを聞いてくれますか？

	度数	パーセント
よくある	175	40.6
時々(少し)ある	137	31.8
あまりない	38	8.8
全くない	41	9.5
無回答	40	9.3
合計	431	100.0

表 34 何人部屋ですか？

	度数	パーセント
1	43	10.0
2	53	12.3
3	85	19.7
4	135	31.3
5	47	10.9
6	29	6.7
7	10	2.3
8	2	.5
9	4	.9
10	5	1.2
無回答	18	4.2
合計	431	100.0

表 35 点数

	度数	パーセント
0 以下	22	5.1
0~20	43	10.0
21~40	45	10.4
41~60	103	23.9
61~80	79	18.3
81~100	113	26.2
101~	4	.9
無回答	22	5.1
合計	431	100.0

4. 自由記述回答

表 36 「楽しいこと」の内容(重複回答有り、n=434)

子ども	遊び 活動	生活 食事	職員	その 他	無し	無回答
141	130	44	22	43	30	79
32.5%	30.0%	10.1%	5.1%	9.9%	6.9%	18.2%

表 37 「嫌なこと」の内容(重複回答有り、n=434)

子ども	規則 生活	職員	家族	その 他	無し	無回答
126	81	23	13	28	31	149
29.0%	18.7%	5.3%	3.0%	6.5%	7.1%	34.3%

表 38 「嬉しかったこと」の内容(重複回答有り、n=434)

子ども	遊び 活動	職員	生活 食事	その 他	無し	無回答
113	82	51	46	35	61	88
26.0%	18.9%	11.8%	10.6%	8.1%	14.1%	20.3%

表 39 「困ったり嫌なことへの対処」の内容

(重複回答有り、n=434)

我慢 諦め	職員 へ	子ども へ	物・ 運動	その 他	無し	無回 答
108	95	43	30	43	72	76
24.9%	21.9%	9.9%	6.9%	9.9%	16.6%	17.5%

表 40 「こうして欲しい」の内容(重複回答有り、n=434)

生活 規則	設備	その他	無し	無回答
161	45	58	107	90
37.1%	10.4%	13.4%	24.7%	20.7%

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

児童相談所一時保護所の心理職のかかわりに関する調査(2)

— 一時保護所担当心理士の役割 —

大島 剛(神戸親和女子大学発達教育学部)

研究趣旨

一時保護所担当心理士(以下一保心理士)の配置や役割についての現状調査に加え、児童心理司が一保心理士の役割についてどのように考えているかも同時に調査し、比較検討を行った。質問紙による頻度だけでなく自由記述の調査を行い、122ヶ所の児童心理司、43ヶ所の一保心理士の結果を分析した。回答のあった75ヶ所のうち一保心理士は43ヶ所(57.3%)に配置され、うち女性31名(72.1%)、平均年齢28.07歳、平均経験年数1年10ヶ月、36ヶ所(83.7%)で1人配置、非常勤37名(88.1%)、週平均3.52日、1日平均6.56時間、有資格19名(44.2%)、うち心理系資格13名(30.2%)であった。一保心理士の役割や業務はまだ明確に確立されていないが、「ア. 一時保護所内の心理的業務(対子ども)」「イ. 一時保護所内の心理的業務(対職員)」「ウ. 一時保護所内の一般的業務」「エ. 児童相談所の心理的業務」「オ. 児童相談所の一般的業務」の5つの内容に分類して、児童心理司が考える理想と一保心理士の実際の状況のギャップを検討した。アとウが多く大筋では傾向は似ているが、一保心理士はより一時保護所内の直接的な業務にどっぷり使っている傾向が見られた。自由記述からもその傾向が読み取れ、一保心理士は非常に経験が浅い若手を中心であり、目の前の業務に追われているため、児童心理司ほど児童相談所の中の位置づけやその役割を十分に認識できにくい状況にあることも推測される。自由記述から、長いスパンで個別ケースの「これまでとこれから」を見ていく児童心理司と、集団の中の個として「今ここで」を大切に見ていく一保心理士の役割の違いが鮮明になった。また、代表的な3ヶ所の一保心理士の業務及び意見の紹介も付け加えた。これら児童心理司と一保心理士の視点を検討したうえで、総合的な見地から一保心理士の役割のガイドライン試案を作成した。

研究協力者

高木裕子(福岡県久留米児童相談所)
大橋和博(長崎県佐世保児童相談所)
金崎明子(長崎県佐世保児童相談所)
中村有生(神戸市こども家庭センター)
佐伯文昭(関西福祉大学社会福祉学部)

A. はじめに

本研究は分担研究者の安部計彦西南学院大学助教授を中心として、平成17年度に引き続いて平成18年度に行われた、全国の児童相談所の一時保護所に関する調査の一部である。平成17年度の調査では、一時保護所に心理職(児

童心理司、および一時保護所担当心理士(以下一保心理士))がどのようなかわりを持ち、どのような役割を担っているかに関する調査内容について分析を行った。児童心理司はある一定の高い水準で保護された子どもたちに対する心理アセスメントおよび心理面接や治療を行っていることがわかったが、一保心理士は待遇や業務に関しても一時保護所間格差が存在し、業務内容にも幅があることが判明した。

平成18年度の調査では、まだ配置されて歴史の浅いこの一保心理士の業務について焦点化し、一保心理士の業務について概括し、ガイドラインの策定に向けた考察を行っていくこととする。ただし、今回は単なる一保心理士の業務の実態調査に終わらないために、一保心理士が配置されるまでは児童相談所の唯一の心理職であった児童心理司の視点から望ましい業務と、一保心理士の実際の業務を比較検討すること、また択一式の質問以外に自由記述欄を設けてその回答を質的に分析することに力点をおく。

B. 研究方法(倫理面への配慮)

配布した質問紙は調査票Ⅰと調査票Ⅱに分けられ、他の質問内容と並行して一保心理士に関する質問内容について回答を依頼した。調査票Ⅰは、児童相談所に対して配布し、児童心理司に回答を依頼、調査票Ⅱは一時保護所に配布し、一保心理士に回答を依頼した。調査票Ⅰは122ヶ所の児童相談所、調査票Ⅱは75ヶ所の一時保護所より回答が得られた。

調査票Ⅰでは児童相談所の児童心理司が一保心理士に望む業務について、調査票Ⅱでは一保心理士の実際の業務について{いつもする、時々する、まれにする、しない}の4択の質問項目20項目、各業務の全体に占める割合を問う質問、一保心理士の業務等に関する自由な回答を含む質問紙を聴取し、分析を行った。また、業務に関しては、ア. 一時保護所内の心理的業務(対子ども)、イ. 一時保護所内の心理的業務(対職員)、ウ. 一時保護所内の一般的業務、エ. 児童

相談所の心理的業務、オ. 児童相談所の一般的業務に分類した。また上記の対応する同じ質問項目に対して、児童心理司と一保心理士の回答の違いを比較し分析を行った。そのほかに一部の質問項目に関して一時保護所の規模(大<19ヶ所>:年間1日平均保護人数14人以上、中<21ヶ所>:同7人以上、小<35ヶ所>:同7人未満)との関係も分析した。

また、この調査とは別に3ヶ所の一時保護所の一保心理士について、その業務の内容、問題点などの紹介を依頼した。新人一保心理士の事例として「長崎県佐世保児童相談所」、ある一定の経験を持つ臨床心理士が業務を行っている「神戸市こども家庭センター」、常勤の児童心理司が一時保護所専任である「兵庫県中央こども家庭センター」の3ヶ所を紹介する。

C. 研究結果および考察

(1) 一保心理士の配置について

回答のあった一時保護所75ヶ所では、43ヶ所(57.3%)が一保心理士を配置しており、平成17年の調査(64.8%)に近い比率であった。全国では6割前後の児童相談所一時保護所で一保心理士が配置されていると推測される。

回答のあった43名の一保心理士は、男11名(25.6%)、女31名(72.1%)、不明1名であり、平均年齢28.07歳(SD4.17)、平均経験年数1年10ヶ月となっている。一時保護所併設の児童相談所においては、大:1年10.9ヶ月、中:2年0.2ヶ月、小:1年9.5ヶ月であった。また、(表1)に規模別の経験年数の度数分布を示す。若干中規模の経験年数が多い傾向はあるが、いずれにしても経験年数2年未満が約6割を占めており、まだ配置された歴史が浅いとはいえ、年齢と相まって経験年数が少ない若手が中心であることがうかがえる。また、36ヶ所(83.7%)で1人配置となっている。

勤務形態は、常勤4名(9.5%)、非常勤37名(88.1%)、不明2名でほとんどが非常勤である。非常勤の場合は週平均3.52日(大:3.33日、

中:4.02日、小:3.23日)であり、1日平均6.56時間(大:6.73時間、中:5.85時間、小:6.98時間)勤務となっている。中規模は週平均日数が若干多い分1日平均時間は他より短くなっている。

一時保護所に関する業務以外を16名(38.1%)が行っており、内容は主に療育手帳判定、巡回相談、在宅児童及び保護者のカウンセリングであった。特に児童相談所の職員数が少ないと考えられる小規模一時保護所の一保心理士がこのような業務を行っているわけではなく、比較的大規模な児相でも行っている実態があり、各児相の事情によるものが多いと考えられる。

(表2)に示したように、何らかの資格を持っているものは19名(44.2%)であり、半数以上が無資格である。この中で心理系の資格は13名(30.2%)にすぎない。ただし学歴を聴取していないので、心理系大学院修了者であっても、資格取得前の若手心理臨床家が混じっている可能性も考えられる。本来はかなりの応用や臨床経験が必要な職種と考えられるのであるが、この点から考えても全般的に力量、経験不足の状況といわざるを得ない。

(2) 一保心理士の業務について

今回の調査では単なる一保心理士の現状調査ではなく、児童心理司が望ましいと思われる一保心理士の業務と実際に一保心理士が行っている業務の差異を分析した。これらの結果を(表3)に示す。

ア. 一時保護所内の心理的業務(対子ども)(調査票I(1)~(4)、調査票II(7)~(10))

入所している子どもに「心理検査等を用いた心理診断」以外の「構造化された心理面接」「生活場面の心理的かかわり」「心理的業務の報告書作成」に χ^2 検定による統計的な有意差が認められた。心理検査に関しては児童心理司においても、するほうが望ましいか否かで意見が分かれるが、構造化された心理面接では時々行うことが望ましく(48.1%)、生活場面における心理的なかかわり(51.9%)や心理的業務の報告書作成

(82.7%)は当然とする意見が多い。しかし、一保心理士は実際にはこれらの業務を行っていないか、頻度の低い人数が多くなり、このような活動をしっかり行う人数が低いことがうかがえる。力量の問題か、待遇など職場の問題か詳細は不明であるが、改善されるべきことと考えられる。

平成17年の調査では「心理診断をする(49.1%)」「継続的心理面接をする(36.8%)」「生活場面面接をする(73.7%)」となっており、今回の同様の項目で「いつも」「時々」の人数を足して比較すると若干少なくなっている。「まれにする」の人数を加えると同様な状況となる。

イ. 一時保護所内の心理的業務(対職員)(調査票I(5)~(8)、調査票II(11)~(14))

保護所の職員に対して「行動分析結果の説明」「児童心理司の診断結果の解説」「かかわり方や問題行動の対処への助言」「職員へのカウンセリング」のすべてに関して統計的な有意差が認められ、行わない一保心理士の比率が高く、児童心理司が望ましいと思うほどには一保心理士は活動していないことが示された。カウンセリングに関しては児童心理司もそれほど期待はしていない状態だが、実際はほとんど(92.9%)の一保心理士が行っていない極端な結果が出ている。これも特に力量の問題が内包している可能性が考えられる。

平成17年の調査では「判定結果の解説(28.1%)」となっており、今回では「いつも」「時々」の人数を足して比較するとほぼ同じ程度になっている。

ウ. 一時保護所内の一般的業務(調査票I(9)~(12)、調査票II(15)~(18))

一時保護所内の業務に関しては、項目によって児童心理司と一保心理士の間で異なった特徴が認められる。保護所内の会議には、児童心理司も一保心理士も出ることを大半が重要視している点ではほぼ一致するが、そのほかの項目で児童心理司の意見は、「いつも」「時々」「まれ」「しない」の4つの選択肢に適度に満遍なく意見が分かれているのに対して、一保心理士の実際は項

目によって極端に傾向が異なっている。一保心理士の場合、「掃除指導(46.5%)」「幼児の保育(45.2%)」「学習指導(46.5%)」「行事手伝い(59.5%)」がいつもするものとして突出して高く、逆に「宿直(95.1%)」「風呂指導(60.5%)」「洗濯(55.8%)」「通院付き添い(64.3%)」「日記指導(73.8%)」「入退所の付き添いや説明(58.1%)」「書類の作成(60.5%)」は、しないものが多くなっている。

平成 17 年の調査ではほぼ同様な傾向が見られるが、「幼児の保育(42.1%)」「掃除指導(35.1%)」は、今回のほうが高くなっているように見受けられる。「幼児の保育」に関しては、若い女性で発達の視点を持つ一保心理士の適性が生かされていると考えることもできる。ただしこれらの項目は、ア. で示された生活場面における心理アセスメントや心理的援助が行われている場面でもあり、認識の仕方の違いである可能性も考えられる。つまり、児童心理司から見ればこれらの業務は当然心理的な視点が入ったア. に分類されるものであるが、一保心理士はその経験の浅さゆえにやっけても認識がもてないか、やるゆとりがない可能性も考えられる。

エ. 児童相談所の心理的業務(調査票 I(13)～(16)、調査票 II(19)～(22))

児童心理司との連携に関する質問項目はすべて児童心理司からは「いつも」行ってほしいものであるが、実際の一保心理士は「しない」ものが 30%前後存在する結果となっている。余裕の問題か、力量の問題か、システムの問題かが考えられる。「本来児童心理司がする業務の肩代わり」は、69.0%が「しない」となっているが、これは内容が不明確である影響も考えられる。

平成 17 年の調査では「児童心理司の補助(26.3%)」「児童心理司との連絡調整(36.8%)」となっており、今回は関連する項目はどれも「いつも」「時々」の人数を足すと 50%前後になることから、昨年よりも向上している可能性がある。

また、(1)に示したように一部の一保心理士は「療育手帳判定」や「巡回相談」も行っている。こ

れは兼務などの児童相談所の事情もあると考えられるが、心理職としての育成(後述する長崎県の例)や児童心理司との連携を深めていく点においては、積極的な意味がある可能性も考えられる。

オ. 児童相談所の一般的業務(調査票 I(17)～(20)、調査票 II(23)～(26))

児童相談所全般の業務では、児童心理司としては援助方針会議の参加や児童福祉司との連携などにも期待が高いが、援助方針会議参加(32.6%)がかろうじて高いものの、「しない」ものが 30～40%存在する結果となっている。特に「保護所職員の代表」は「しない」ものが 78.6%と大半であり、非常勤職員であること、専門職としての信頼が低い可能性など、まだまだ弱い位置づけであることが示されている。

(3) 一保心理士の業務割合について

一時保護所の一保心理士の全業務を 100%としたとき、(2)で示したア. 一時保護所内の心理的業務(対子ども)、イ. 一時保護所内の心理的業務(対職員)、ウ. 一時保護所内の一般的業務、エ. 児童相談所の心理的業務、オ. 児童相談所の一般的業務とカ. その他の業務がそれぞれ全体に対して何%を占めるのが理想であるかを、児童心理司および一保心理士に回答してもらった結果を(表4)に示した。アの子どもに対する心理的業務が一番多いのが全体を通じた特徴である。また、現在の実際の状況も合わせて一保心理士に調査した結果も(表4)に加えた。統計的検定(t検定)の結果、「ウ. 一時保護所内の一般的業務」のみに有意差が見られ、一保心理士が平均で 10%程度多い割合を占めていることが示された。一保心理士は一時保護所内の心理的業務のウエイトを若干減らして一般的な業務が増えている傾向が見受けられる。なお、実際の状況は、理想とかけ離れてこの傾向が強くなっており、一保心理士の理想の業務状況といえども一般業務が平均 38.76%を占める現実の状況の影響を強く受けている可能性も考えられる。やはり一保心

理士がウ.の内容をア.の心理的な業務として認識しにくい、心理的な視点で行う力量が乏しいためにこのような結果が起きた可能性も考えられる。

(4) 一保心理士の本来の役割について(自由記述の質的分析)

児童心理司と一時保護所の一保心理士のそれぞれから得た自由記述による回答を複数名で分類した結果を示したのが(表5)である。大まかな分類であるが「心理査定」と「非構造的な心理的援助」が多くなっている。この「心理査定」は、一時保護された子どもに対する集団内での生活場面をとおした「行動観察」が中心となっている。また、担当する頻度の高い「幼児の保育」の中で、発達や障害に関するアセスメントも期待されているという指摘もあった。

「非構造的な心理的援助」は、主に生活場面における心理的ケアが多く、直接的に子どもと心理的な視点を持ちながら接することが一番重要であると考えられていることがうかがえる。他にパニックなどの緊急危機介入、安心・安全・信頼感の回復や人権の保障などの内容も見られた。

次に「構造的な心理的援助」と構造的な心理検査などが認められる。心理検査に関してはすべいかどうかで意見も分かれるところもあった。「構造的な心理的援助」では、被虐待児のPTSD治療や短期療法、集団療法などがあげられ、児童養護施設に措置された後に施設心理士につなげていくという意見も見られた。

もうひとつの「連携・調整」では、児童福祉司よりも児童心理司との連携が中心であり、その重要性の指摘はあるが、児童心理司のほうが一保心理士よりもその思いが強かった。一方で一時保護所職員との連携も強調され、潤滑油としての働きも指摘された。児童心理司とのつながりが強い一保心理士もいるが、むしろ一時保護所という閉鎖空間の中で対職員に対する思いが強い一保心理士もいると考えられる。

(5) 児童心理司と一保心理士の共通点と相違点について(自由記述の質的分析)

児童心理司と一時保護所の一保心理士のそれぞれから得た自由記述による回答を複数名で分類した結果を示したのが(表6)である。分類基準が調整できなかったため分かりにくい結果となっている。このため自由記述の具体的内容と合わせてまとめて見る。

共通点としては、「同じ心理専門職として心理的な視点を持ち、心理的な技法を使ったアプローチや援助を行っていくこと」に集約できると考えられる。

相違点としては、まずフィールドの違いがあげられる。一保心理士は、一時保護所という集団が短期で生活する密度の濃い閉鎖空間で「今ここ」にいて何をするかに迫られているのに対して、児童心理司は担当の一人の子どもに対して、措置も絡む長いスパンと家族・学校・施設などの外界とのつながりを持つ広い世界で「これまでとこれから」を考えて接していくという点に集約されるように思われる。児童心理司は少ない出会いの中で「心理検査」などを駆使しながら長期的な展望を模索するが、一保心理士は煩雑な事務処理から開放されて集団生活の中でソーシャルスキルやQOLの向上をめざしたり、担当というしがらみのない特殊な存在として生活場面を通じた心理的なケアを行っていくと考えられる。この点で児童心理司の見立ての補完を行ったりできるし、一時保護所職員のコンサルテーションも行いやすくなることが期待される。ただ、(表3)の結果にも兆候は見られたが、外との接触が少なく一時保護所にどっぷりつきすぎている傾向があり過ぎないかを検討する必要がある。

(6) 一時保護所職員と一保心理士との共通点と相違点について(自由記述の質的分析)

一時保護所の一保心理士と職員の共通点と相違点についてそれぞれから得た自由記述による回答を複数名で分類した結果を示したのが(表7)である。ここでも分類基準が調整できなかった

ため分かりにくい結果となっている。このため自由記述の具体的内容と合わせてまとめて見る。

共通点は、日常生活の中で子どもに対する密なるかかわりという点に集約できると考えられる。

相違点は、一保心理士の場合は「指導」ではなく心理学的な視点を基礎にした、カウンセリングマインドを持ったサポーターなかわりという点が一番大きかったように感じられる。また、集団の中の個を見る視点や行動観察に見られるような理論的裏づけのあるアセスメントの発想を持つことなども指摘されていた。むしろ指導員や保育士よりも少し子どもから距離を置き、担当を持たない間接的な「いとこのお姉さん」のような存在が、息抜きとなったり、自己表現を促しやすくするという意見も見られた。子どもからの距離は一時保護所職員よりも少し遠く、児童心理司よりも近い存在ということが言えよう。

(7) 現状での不満および待遇について(自由記述の質的分析)

現状の不満や一保心理士の業務に見合う待遇に関して自由記述による回答を複数名で分類した結果を示したのが(表8、表9)である。

役割が不明確であること、常勤でないことが中心になっている。役割不明確に関しては、歴史が浅いこと、キャリアの少ない若手職員が中心であることがあげられるが、(表3、表4)に示したように、心理以外の業務をしている割合が実際は高いことも影響していると考えられる。心理的業務をするのに許可がいたるところもあるとのことであり、昨年度の研究では高い水準で一保心理士が一時保護所に貢献しているとの評価を得ていたが、評価の内容は心理的業務以外の働きに評価が与えられている可能性も否定できなくなっている。

常勤でないことに関しては、稼働時間の不足、人員不足、給料の低さなどの問題があげられるが、待遇が悪いため人材確保が難しく、相対的に力量不足につながっているという指摘が多い。また、このことは研修や人事交流の機会を作れないために経験の蓄積につながらないだけでなく、常勤

の児童心理司に対して対等な立場になりにくいために、連携不足にもつながっていくと考えられる。

やはり、意欲と力量を持った専門職が余裕を持って行うべき業務であると考えられるので、それに見合った身分と待遇を用意するべきではないかと思われる。増え続ける一時保護所のニードからすれば、単に常勤化を図るだけでなく、規模によっては複数配置も積極的に進める必要があると考えられる。

一部では、心理検査や構造的心理的援助をするための設備不足を指摘する声もあった。

ただ、複数個所で現状に満足という回答が見られている。決して小規模一時保護所というわけではなく、この点では詳しい情報収集も必要と考えられる。

(8) 一時保護所のあるべき姿について(自由記述の質的分析)

一保心理士の調査からは若干外れるが、一時保護所のあるべき姿について自由記述による回答を複数名で分類した結果を示したのが(表10)である。かなり内容の分類は分散してしまい、まともにくい状況であるが、子どもにとって安心安全の守られる場であり、治療的なかわりや人との関係において信頼回復を図れる場所であることが共通しているように考えられる。

(9) 3つの一時保護所における一保心理士の業務の紹介

以下に、新人一保心理士の事例として「長崎県佐世保児童相談所一時保護所」、ある一定の経験を持つ臨床心理士が業務を行っている「神戸市こども家庭センター一時保護所」、常勤の児童心理司が一時保護所専任である「兵庫県中央こども家庭センター一時保護所」の3ヶ所を紹介する。

この3ヶ所の一保心理士の業務の内容及びそれぞれの思いは、今まで本研究で調査・分析してきたものにオーバーラップするものであり、むしろ

先駆的な実践例として大いに参考になると考えられる。

(10)まとめ

今回の調査票の結果を分析していくことで、昨年度の調査でおぼろげながら見えてきた一保心理士の実態がかなり鮮明になってきたと考えられる。まだ、全体の6割程度しか配置されていないと推測されるが、その業務内容は児童心理司と一線を画するものであり、児童心理司との適切な役割分担によって、一時保護所の子どもたちに対する手厚い援助が可能となるだけでなく、児童相談所の運営にも十分な貢献が可能であろうと期待される。

一保心理士と児童心理司では理想とする業務のあり方にやや相違が見られた。自由記述の中にも散見されたが、経験の浅い若い一保心理士が目目の業務に追いまわられているために、本来の役割、あり方を考えるところに至っていない状態であることが推測される。このため一時保護所が併設されていない、または一保心理士を配置していない児童相談所の児童心理司の意見も含めているが、経験ある心理専門職として児童心理司が考える一保心理士のあり方の意見は重要であると考えられる。しかし、一方で一時保護所の現場に常時いるものといないものとの温度差が

感じられる結果もあり、一保心理士の生の声も貴重である。これら双方の立場から得た結果を考慮しながら、一保心理士の本来の役割や業務、児童心理司との共通点・相違点は、後述するガイドライン試案に盛り込むことにしたい。

今まで述べてきたように、一保心理士の存在は重要であると考えられるのであるが、その身分・待遇は大半が週3～4日の非常勤職員であり、期待されるほどの十分な働きができかねるのが現実である。増え続ける非虐待児童への援助のためにもこの一保心理士は、全一時保護所配置→常勤化→複数化へと進めていくことが急務であると考えられる。

なお、本研究ではその待遇上の違いおよび業務上の質の違いにおいて、「児童心理司」と「一保心理士」として名称を区別した。一保心理士のなかには児童心理司としてアイデンティティを持つ職員があることも考えられ、今回は明確に分離をして考察したが、将来的には統合されるべき可能性があることも示唆したい。

本調査研究のデータ入力・分析に協力してくれた神戸親和女子大学大学院修士課程家永滋子さん他大学院生に感謝します。

(資料 1)

長崎県佐世保児童相談所 一時保護所心理職員の具体的業務紹介

長崎県佐世保児童相談所
総務保護課保護班心理嘱託職員
金崎明子

【勤務状況】

・ 職務経歴:平成15年4月から長崎県佐世保児童相談所(佐児相)に勤務。一時保護所心理嘱託職員として、総務保護課保護班に配属。一時保護児童の行動観察、生活場面面接をはじめ、個別の心理面接、心理療法、

判定業務に携わる。

・ 勤務形態:嘱託職員

・ 人数:1人

・ 勤務時間:週30時間(週4日出勤で毎日7時間30分の勤務 9:00～17:30)

※ 一時保護所と心理判定班とのパイプ的立場

の役割を求められ、佐児相に心理職員が配置になった当初から心理職員の机は一時保護所ではなく、心理判定班に隣接していた。

【一時保護所の情報】

- ・ 一時保護所は児相の建物の 1 階にある。定員 8 名(男児4名、女児 4 名)。
- ・ 職員数:正規職員 4 名、平日(月～金)日勤嘱託職員2名(週 14 時間勤務)、祝祭休日嘱託職員 2 名(上限週 3 日勤務)、心理嘱託 1 名、夜間は宿直嘱託職員 4 名(二交代制)
- ※ 日勤単位の勤務者は最低 3 名を確保できるよう努力している。
- ※ 正規職員は週に 1 回遅出あり。ただし人数不足のため火曜日の遅出者はいない。
- ※ 祝祭休日は、遅出者が日勤になる(週内に代休をとる)。よって、祝祭休日の遅出者はいない。
- ※ 第 3 週目の日曜日、第 5 週目の土曜日は遅出者がなく、正規職員の日勤者はいない。

【一時保護所の私的見解】

1. 佐世保児童相談所 一時保護所キンダーハウスでの取り組み

佐児相の一時保護所では保護児への取り組みについて『子どもの育ち直し(支援)』に力を入れるようになった。一時保護所とは、児童にとって場所が安心で安全というだけでなく、そこにいる人間も安心で安心であると感じてもらわなければならない。そしてそこで行われていることは「指導」でもあるが、『支援』であるとも思っている。「指導」といわれると、私的な見方もあり、どうも上から下への縦型の関わりに感じてしまう。それでは困っている人の目線に立って物事を考えることが難しく感じてしまうからだ。

児童に安心と安全を感じてもらうために、一時保護所の児童指導員は児童の入所時に「一緒に考え、一緒にやっていくよ」というメッセージを伝える。そして児童の状態を理解しようとし、甘えを受け止める。これらの「安心で安全な環境と関係

性」というメッセージが児童にとって「知らない場所でも自分を理解してくれる人がいる」と感じ、支援者にとってはそれが心を開いてくれる第一歩になると思っている。

2. 何故『支援』するのか・・・行動改善を促す関わり

一時保護される児童にはしばしば主な養育者との適切な愛着関係が構築できていないケースが見られる。もちろんそれは虐待が関係していることが多いが、そのため児童らは「問題行動」といわれる「叫び(=本人の困っている事)」を持つ。生活場面で周囲に受け入れられなかったため、思考パターンや性格行動が歪んでしまっているであり、そうでなくとも、これから歪んでいくことが考えられる。

一時保護所でも、退所してからも、人間は「社会」で生活していかなければならない。そのためには「問題行動」を改善し、社会に適応する能力を身に付けなければならない。保護に至ったことをチャンスと考え、児童に世の中で生活するためのワザを経験してもらいたい、そしてより良い生活を送ってもらいたい、だからまず一時保護所で『支援』をするのである。

様々な側面を見せてくれる保護児であるが、病的とも思われる児童の問題行動が保護所で生活していくうちに改善され消失してしまうことは、もはや治療的な関わりになっているとも言われることがある。

3. 『支援』と愛着の関係

愛着面での満たされなさは行動改善に繋がらない。愛着関係を形成することはすでに重要な支援になっているのである。そのために、まず一時保護所の安心できる大人(職員)との愛着関係を築く。保護所で生活している中で少しでも出来ることが増えれば、共に喜びを分かち合い(成功体験)、それがまた児童と職員間での愛着関係を深めることになる。いわば愛着関係の形成・深まりと具体的支援は同時進行だと考えている。

4. 『支援』の中身

① 保護児童の見立て

- ・ 担当の児童福祉司からの情報(入所前の情報)、入所時の様子、実際の生活での様子などの中にある、ちょっとした気付きを大切にす
- ・ 心理判定班との連携、情報交換。検査をすることで感覚(気付きの部分)だけに頼らない科学的な裏付けになる。

② それに応じた支援を考える

- ・ もし児童が生活の中に困ったことを感じたり、児童ではなくその周囲にいる人間がその児童に困ったことを感じていれば、何らかの支援を考える。
- ・ 一時保護という短期間にできることを考える。もし明日引き取りになっても構わないという支援の仕方を考える。
- ・ ただ経験するだけでなく、その後の職員からのフォローやフィードバックを大切にする。

③ 毎日の生活に生かす

- ・ 生活レベルで出来る支援を考える。
- ・ スモールステップでの取り組み。
- ・ 成功体験を積むためのチャンスを提供する。
- ・ 失敗しても責められず、やり直しができることを示す。

④ 子どものエネルギーになる。育ち直し、行動改善、自立につながる。

- ・ 出来たことを共に喜ぶ。
- ・ 児童の目の前で他の職員にも報告する。皆が知ってくれているという安心感や自己肯定感が芽生え、有能感が出てくる。ただし報告するときには、あまりにかしこまると児にとってプレッシャーになってしまうことがあることも考慮し、出来るだけ自然に、フランクに言うことがコツ。

⑤ アフターフォロー

- ・ 自宅や施設に戻る際には、養育者や施設職員の方に保護所での様子を伝える。実際にやってきたこと、どのような支援やアプローチが有効なのかを伝え、場所が変わっても支援、アプローチの仕方が継続できるように、情報を提供する。

生活レベルで出来る支援の例として、じゃんけんがある。誰でもできるじゃんけんで関係を深めるのである。何の前触れもなく大人が児に対して「最初はグー！」と言うと児は一瞬戸惑うが、だいたい条件反射でジャンケンしてくれる。場面や気分の移り変わりが難しい児にも有効で、「驚き」と「楽しい」が一緒に現れると場面の展開の助けになることがある。

他にも、衝動性のコントロールが難しい児、人を叩いてしまう児、力の加減が難しい児には肩たたきをしてもらう。顔やお腹などを殴られると、職員も痛いし悲しいので、手の平を見せ「叩くなら、ここを叩いて」と伝える。または背中や肩を叩いてもらう。「肩こっているから、よろしく」と伝えると役割を与えられた気分になり、肩たたきをしてくれることもある。関係が出来てくると職員の背中を見て「おんぶして」と張り付いてくることもある。「力強いね～」と誉めると良い評価になる。「もうちょっと優しく」と言うとかのコントロールの練習になったりする。また、手を叩いていたのが、ハイタッチになったり、握手や手つなぎになっていくこともある。

何でもユーモアセンスを持って実施することが、上手く支援するためのコツである。じゃんけんの勝ち負け、手が痛かったに関わらず、おおらかな気持ちでユーモアを交えながら実施すると、お互い気持ちが楽になり、うまくいく率も高くなる。

保護所での『支援』とは、つまり日常生活のちょっとしたきっかけを使って、児童との関係を深めながら、より良い生活を送っていくことである。そのため児童の見せてくれるいろいろな表情に私たち支援者は敏感になっていなければならない。そのときの気付きをうまくフィードバックすることで、児童

は自分がどんな状態にいるのかとか、自分を見守ってくれる人間の存在を再確認できるのである。

【終わりに・・・大切にしていること】

私が一時保護所心理職員として仕事をする上で大切にしていることは、児童との心理的な距離です。児童と理解し合うために、彼らと近い距離にいながらも、職員としての境界線をしっかり持ち、枠付けをしながら接するということです。

児に対して、上の立場になることもありますが、いつも同じ高さで接するようにしています。「あなたがこれまでに会った大人だけでなく、こんな大人もいるんだよ」ということを知ってもらいたいからです。そしてこれ以上傷つけないように必死になって閉じこもっている自分の殻から出てきてもらいたいからです。

一時保護所心理職員の悩みとして、児を目の前にしたときに心理職員と児童指導員の枠がなくなってしまうようで、自分がどういう立場で彼らに接すればいいのかわからなくなってしまうという言葉が聞かれます。私自身もそのことで悩む時期がありました。特に児を叱る必要がある場面で、ビシッと言うべきなのか、それとも別の方法をとるべきなのか。その時は周囲からの「叱ると怒るとは違うんだよ」の言葉で吹っ切れました。その児そのものを否定するのではなく、危険な行為だけを指摘し、でも気持ちを分かろうとすることは怠らないように心がけるようになりました。

低年齢の児童は体全体で甘えてくるため、身体接触が多くなります。そのためよくおんぶしたり抱っこしたりします。ときには小学高学年や中学生の男児まで背中におんぶしてもらおうと飛び掛ってることがありますが、その時は「もういい年齢なんだから」と彼らの気持ちを受け入れつつ、やんわりと断り、常識としてもうおんぶは出来ないよと伝えるようにしています。その代わりに体を使った遊びをするようにしています。

児は愛着を持った人を独占したいと思い、そのため児童同士で職員の取り合いになってしまうこ

とがたまにあります。そのときは児童指導員の方に「時間を決めて、『〇〇分になったら行くよ』と伝えればいいよ」と教えてもらい、そのようにするようになりました。児の方も時間まで待つという練習になり、それがまた誉めるきっかけになりました。それ以来ではありますが、そのような日常の小さなきっかけを使って、児童たちに成功体験を積むためのチャンスをたくさん与えるように心がけるようになりました。児の変化に気付き、それを大切にすることが、私にも児童にもエネルギーになることを学びました。

心理職員として保護所に入ったとき、児童指導員の方から「心理なんだから洗濯や掃除はしなくていいからね」と言われたことがあります。しかし私は洗濯や掃除をしたがらない児に「〇〇しなさい」「〇〇しましょう」と言うより、「一緒に〇〇しようか」と言うようにしています。児も、一人ではやりたくなくても、一緒にならやってもいいかという気分になるらしく、そういう言葉かけのときは動いてくれることが多いように感じます。「やりたくない～」と駄々をこねる児をおんぶして、私が掃除機をかけたりすることもあります。でも児も「自分がしなくてはならないこと」と分かっているためか、その場を離れたりすることなく、背中におんぶされたままでいてくれます。

また、児の洗濯物を一緒に整理することもあります。こちらが先に取りこんで、たたんでしまうこともあります。身の回りの世話をしてもらおうことの嬉しさ、大切にしてもらっているという被保護感を、保護に至るまでになってしまった子どもたちにも感じてもらいたいからです。一緒に過ごしてホッとしてもらおう。それだけでも傷ついた子どもたちにとっては十分な支援につながっていると感じています。

周囲からは距離が近すぎて「甘い」と言われるかもしれませんが、私としては子どもたちの「甘え」を充分受け止めたい気持ちがあり、それを行動として表しているわけで、これが私なりの心理職員としてのスタンスの一つと考えています。

【勤務形態の変遷と問題点】

期間	勤務形態	問題点				
H14年4月～ H15年3月末	<p>Yさんが佐児相での初代一時保護所心理職員となる。</p> <p>業務内容：(1)一時保護の被虐待児の心理検査及び心理療法、(2)保護児童の行動観察(3)小児科診察時等外来児童に関する判定班との連携、(4)観察会議への出席、(5)その他保護班長の指示に従う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理職員の活動記録用紙の作成。 ・ 毎朝一時保護所でのミーティングで、保護児と担当児童心理司との面接スケジュールを連絡する。 					
H15年4月～	<p>金崎が2代目の一時保護所心理職員となる。</p> <p>業務内容：(1)一時保護の被虐待児の心理検査及び心理療法、(2)保護児童の行動観察(3)小児科診察時等外来児童に関する判定班との連携、(4)観察会議への出席、(5)その他保護班長の指示に従う</p> <p>研修として各種心理検査を学ぶ。</p>	<p>学卒での採用のため心理検査などの臨床経験が殆どなく、即戦力としての動きが出来なかった。そのため研修として各種心理検査を学ぶことになる。</p>				
H15年7月～ H17年3月末	<p>研修の一環で、判定班にて心理判定員(現 児童心理司)として一時保護児童担当を受け持ち、心理判定業務に携わる。</p> <table border="1" data-bbox="312 1160 1098 1877"> <tr> <td data-bbox="312 1160 489 1339">H15年7月 14日～10 月13日 を目処に</td> <td data-bbox="489 1160 1098 1339">午前と午後で時間を分け、保護所で活動する時間、判定担当児の心理判定をする時間として時間割を決める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1339 489 1877">H16年1月 5日～H17 年3月末</td> <td data-bbox="489 1339 1098 1877"> <p>これまでの時間割から、曜日ごとの勤務時間時間割となる。</p> <p>月・木曜日：心理判定業務(①心理療法、②心理検査、③一時保護職員、心理判定員、精神科医との情報交換、連携、スーパーバイズ、④判定担当児童のケース記録、心理診断票の作成、受理・処遇会議、観察会議への出席)</p> <p>火・金曜日：保護所での心理業務(保護児の行動観察、生活場面面接、所外活動への同行)</p> </td> </tr> </table>	H15年7月 14日～10 月13日 を目処に	午前と午後で時間を分け、保護所で活動する時間、判定担当児の心理判定をする時間として時間割を決める。	H16年1月 5日～H17 年3月末	<p>これまでの時間割から、曜日ごとの勤務時間時間割となる。</p> <p>月・木曜日：心理判定業務(①心理療法、②心理検査、③一時保護職員、心理判定員、精神科医との情報交換、連携、スーパーバイズ、④判定担当児童のケース記録、心理診断票の作成、受理・処遇会議、観察会議への出席)</p> <p>火・金曜日：保護所での心理業務(保護児の行動観察、生活場面面接、所外活動への同行)</p>	<p>時間割が複雑で動きにくかったため、改定される。</p> <p>判定担当児童の増のため、心理判定業務が勤務時間を圧迫し、加えて保護児童への十分な関わりが出来なくなってしまうことと、心理検査等の技術を獲得し研修を終了することで、H17.4から判定担当児童を持たないことになる。</p>
H15年7月 14日～10 月13日 を目処に	午前と午後で時間を分け、保護所で活動する時間、判定担当児の心理判定をする時間として時間割を決める。					
H16年1月 5日～H17 年3月末	<p>これまでの時間割から、曜日ごとの勤務時間時間割となる。</p> <p>月・木曜日：心理判定業務(①心理療法、②心理検査、③一時保護職員、心理判定員、精神科医との情報交換、連携、スーパーバイズ、④判定担当児童のケース記録、心理診断票の作成、受理・処遇会議、観察会議への出席)</p> <p>火・金曜日：保護所での心理業務(保護児の行動観察、生活場面面接、所外活動への同行)</p>					
H17年4月1日～	<p>① 一時保護所において虐待により保護した児童の心理的ケアを中心とした業務をする。心理判定担当を受け持たず虐</p>					

現在	<p>待により一時保護した児童を全体的に関わることとする。 (心理療法、行動観察、各種心理検査、生活場面面接、所外活動同行)</p> <p>② 判定班と保護班との連絡調整。</p> <p>③ 心理面接については保護所での個室が物理的に無理なので、2階の面接室を使用する。</p> <p>④ ケース記録などの時間を午前・午後に分けて設定するが時間帯についてはそれぞれ勤務時間帯の後半とする。</p> <p>判定班の心理判定員として保護児の担当は持たないが、判定班との連携で保護児の心理判定業務を受けつつ、一時保護所での心理業務に携わる。</p>	
----	---	--

【担当業務】

一時保護所での心理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護児童の行動観察、生活場面面接、生活指導等 ・ 心理職活動記録(行動観察記録)の作成 ・ 児童のパニック時の対応 ・ 一時保護児童の自立支援を目的とした SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)等、治療的関わりの実施 ・ 個別面接(面接室での心理療法など)
心理判定業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能検査(WISC-Ⅲ、鈴木ビネー、田中ビネーV) ・ 発達検査(KIDS、遠城寺式発達検査、グッドイナフ、B-G テスト、VMI 等) ・ 性格検査(バウムテスト、HTP、P-F スタディ、SCT、ロールシャッハ・テスト) ・ 面接記録・心理診断票の作成、療育手帳交付のための判定書作成(H15年7月～H17年3月)
心理療法	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレイセラピー、アートセラピー(箱庭療法、コラージュ療法、描画療法) ・ カウンセリング、認知行動療法
その他の関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所職員、判定班との連携、精神科医師への児童の状態像の情報提供 ・ 施設入所後のアフターケア ・ 警察による性的虐待被害児童の事情聴取への付き添い ・ 親・学校・施設への児童の状態像の説明

【主な自己啓発】

H17年2月	SST 経験交流ワークショップを受講
H18年6月～ H19年2月まで	<p>毎月1回、専門職向け発達障害研修会の受講</p> <p>内容:発達障害についての評価方法や解釈、概論、事例検討など</p>
H19年2月17日	<p>「九州子どもの福祉臨床と家族支援を考える会」研修会</p> <p>ワークショップ発表者の一人として参加「テーマ:一時保護所でのエンパワメント」</p>

※ その他様々な学習会(児童養護施設や有志での被虐待児事例検討会など)、学会などに参加し、被虐待児や発達障害児への理解と支援方法を勉強中。

(資料2)

一時保護所の児童心理司の役割 ～兵庫県中央こども家庭センターの場合～

関西福祉大学
社会福祉学部助教授
佐伯文昭

兵庫県には4つの児童相談所(中央、西宮、姫路、豊岡)〔「児童相談所」、以下、「児相」と略記〕があり、かつてそれぞれの児相に一時保護所が設けられていた。しかし、平成5年4月1日に、行政改革の潮流と入所児童が減少したことにより、一時保護所が中央児相1か所に統合され、現在に至っている。

統合に際して、一時保護所に児童心理司1名が専任で配置された。それにともない、専任の児童心理司が児童の心理診断をどのように実施するのかという問題が持ち上がった。案として、(案1)中央児相以外の児童は、すべて、一時保護所の児童心理司が心理診断を行う。(案2)一時保護所に入所した児童は、すべて、一時保護所の児童心理司が心理診断を行う。(案3)継続指導中の児童は、担当児童心理司が中央児相に出張して心理診断を行う、等が出され、最終的に、(案2)になった。

当時の一時保護所の児童心理司の役割は、児童の心理診断を含め、以下のようなものであった。

1. 入所時の児童の心理面でのケア

担当児相でしっかりと動機づけされ、一時保護所に入所した児童であっても、大きな不安を抱えていることがある。つまり、一時保護所はどのようなところで、どのような児童、職員がいるのか、どのような生活が始まるのか、他の児童にいじめられないか、いつまで入所するのか、また、退所後、どうなるのか等、考えれば切りがないほど、いろいろな不安を抱えながら入所する場合がほとんどである。ましてや、虐待や保護者の病気、失踪等で緊急に入所することになった児童の不安は、計り

知れない。そのような入所時の児童の不安を取り除くのも児童心理司の大きな役割である。

2. 児童の心理診断

担当児相の種々の情報をもとに、児童の気持ちを大切にしながら、親子関係、家族関係、交友関係等を聴き取ると同時に心理学的諸検査等を用いて、児童の能力や適性の程度、問題の心理学的意味、心理的葛藤や適応機制の具体的内容、家族の人間関係等について解明するという心理診断はもともと重要な業務である。

なお、緊急で入所した場合、担当児相の情報が少なく、主訴は何かを常に念頭に置きながら、慎重に心理診断を行うことが必要である。

3. 入所中の児童の心理面でのケア

- 1) 一時保護所の生活にどうしても馴染めず、不適応をきたす児童も少なからず見られる。そのような場合、児童の気持ちに耳を傾け(傾聴し)、どのようなことが不適応をきたす要因になっているのか、その要因を見極め、一時保護所での生活をより快適に送ることができるように、その処遇を考えることも大きな役割である。
- 2) 家族や担当児相の職員との面接後、精神的に不安定になり、他児や職員に暴力を振るったり、無断外出をしたり、部屋やトイレに閉じこもったり、さまざまな不適応行動をとる場合がよくある。そのような場合に、児童の精神面での安定を図るとともに、児童の気持ちを整理するための支援を行うことも重要な役割である。
- 3) 児童にとって、担当の児童福祉司等の訪問が長期間(児童によっては、短期間)ない場合、自分がどのように処遇されるのか、非常に不安

が募り、上記2)と同様の不適応行動をきたすことがある。そのような場合にも、上記2)と同様、児童の気持ちを傾聴し、児童自身が気持ちを整理するための支援を行うことが必要である。

なお、児童の面接に際して、午前、午後の職員の引継ぎの際に、生活部門の担当である児童指導員、保育士等から児童の最新の情報を得ることが非常に大切である。

4. 退所後に向けての児童の心理面でのケア

児童は、入所時から一時保護所を退所した後、どのように処遇されるのか、非常に不安を募らせながら生活している。特に入所期間が長くなると、精神面での不安が強くなり、ほんの些細なことで、他児や職員に暴力を振るったり、無断外出をしたり、極度に落ち込んだりするケースが多く見られる。担当児相の情報をもとに、退所後、どうしたいのか、児童自身の気持ちを整理するための支援を行うことも非常に大切である。

5. 処遇決定後の児童の心理面でのケア

担当児相が、一時保護所退所後の処遇を決定した場合、児童とより関係の深い児童心理司がその処遇を児童に説明する役割を担うことがある。また、児童の意に反する処遇決定がなされた場合、児童が情緒不安定になることがあり、情緒の安定を図ることも大切な役割である。

6. 一時保護所の他の職員との情報の共有化

児童がどのような不安を抱え、また、何を考えているのか等、他の職員(児童指導員、保育士、調理員等、現在は保健師が1名配置されている)と絶えず情報を交換し、情報を共有化したうえで、より良い児童の処遇を考えることが大切である。

特に児童が不適応行動をきたした場合、ただ単に目の前の行動だけで判断するのではなく、なぜ、そのような行動をとったのか、問題の心理学的意味、心理的葛藤や適応機制的な具体的内容等を心理的な面より判断し、処遇を考えることが大切である。

7. 児童の代弁者としての役割

他児や職員に対して、偉そうな態度をとる児童も、父親や母親、家族に対して、素直に自分の気持ちを伝えることができないことが多く、児童心理司が児童の代弁者として、児童の気持ちを伝えることも大切である。

8. 担当児相の職員との情報の共有化

上記6とも関係するが、児童の希望等を担当児相の職員に伝えるという、言わば、児童の代弁者としての役割も大切である。また、担当者から、児童、家族、学校等に関する最新の情報を得ることも重要な役割である。つまり、絶えず、担当者との情報の共有化を図り、上記4の退所後に向けての児童の心理面でのケアを行うことが大切である。

(注)

兵庫県の場合、その後、入所児童の増加に伴い、一時保護所の児童心理司だけでは、物理的に心理診断ができなくなり、ケースによっては、担当児相の児童心理司が出張により、心理診断を実施するようになる。さらに、児童虐待ケース等の増加に伴い、担当児相の児童心理司の出張が益々増加し、各児相の心理診断や心理療法等に支障をきたすようになった。そのため、平成13年4月1日より専任の児童心理司以外に非常勤の児童心理司1名を配置することになり、現在に至っている。

<一時保護所の児童心理司について>

I 勤務形態

- ・日勤のみ(午前8時45分～午後5時30分
あるいは午前9時～午後5時45分)
- ・週休2日制(土、日休み)
(児童の状況によっては、時間外に勤務することもある。)

II メリットとデメリット

1. メリット

(1) 児童の面接、心理診断に専念することができる

判定・指導部門の児童心理司は、来所相談、巡回相談、1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導、療育手帳に係る判定事務等の業務に時間を取られ、一時保護所の児童の面接や心理診断がつい疎かになってしまうことがある。専任であれば児童の面接、心理診断に専念することができる。

(2) より的確な心理診断ができる

生活部門での児童の情報を得ることができるので、なぜ、そのような行動をとるのかなど、より現実に即した的確な心理診断が可能である。

(3) より深く児童を理解することができ、より良い処遇に寄与することができる

児童が不適応行動をきたした場合、即座に面接を行い、児童の気持ちを傾聴しながら、情緒や適応性に不安定さを示す児童をより深く把握することができ、児童に適した処遇を考えることができる。

(4) より良い児童へのケアができる

被虐待児童等、情緒的に不安定な児童に対して、頻繁に関わることができ、その不安を軽減することができる。また、生活部門において、どのように児童に接することが良いのか、その方法について、児童指導員や保育士等に助言し、より良い児童へのケアにつなげることができる。

2. デメリット

(1) 継続ケースの場合、処遇の流れを変えないように、担当者との情報をより密にしておくことが必要である。

担当児相の児童心理司が、継続指導している場合、これまでの流れを大切にしながら、また、退所後の処遇について、担当者の意見を十分に考慮したうえで、面接、心理診断を行う必要がある。ケースによっては、これまでの児童の心理検査等

の結果も必要になってくる。

(2) 一時保護所に他の児童心理司がいない場合、心理検査や心理療法等の心理に関する情報が入ってこないため、判定・指導部門の児童心理司と交流を持つように心がけることが必要である。

3. 兵庫県は平成5年4月1日に各児相に設置されていた一時保護所を中央児相に統合したが、統合によるデメリットについて述べる。特に児童心理司に限らない。

(1) 担当児相の担当者の動きを把握することが難しい。

担当の児童福祉司が物理的に離れていることもあり、児童の処遇について、どのような動きをしているのか、気軽に尋ねることができない。電話やメール等でやり取りはできるが、直接会って、やり取りする場合と、ズレが生じる恐れがある。また、担当者にもよるが、こちらから連絡しないと、長期間、連絡がないことも稀にある。児童と面接する際、ケースの流れを把握しながら面接することが、より良い処遇を考える場合に不可欠であり、常に担当者との情報の共有化を心がけておく必要がある。

(2) 担当児相の担当者とは会う機会があまりなく、児童を理解する前に、担当者の人柄を知ることが時間に要することがある。

(3) 児童との面接後、担当児相の担当者に、児童の気持ちを的確に伝えるのが難しい。

上記(1)とも関係するが、担当者とは物理的に離れており、担当者とは直接会って話すことができず、児童の微妙な気持ちを伝えることが難しい。電話やメール等のやり取りで、児童の気持ちを伝えるしかない。

(4) 児童の行動に即した対応が即座にとれないことがある。

児童が問題行動を起こした場合、担当者が遠方のため、危機感がなく、的確な処遇が取れない場合がある。

- (5) 担当児相の担当者は、物理的に離れているため、頻繁に来談することができず、児童を不安定な状態にしてしまうことがある。
担当者が来談することが頻繁にできないため、入所児童は担当者と話す機会がなく、自分が

どうなるのか不安を募らせ、不適応行動をとってしまうことがある。

- (6) 担当児相の担当者は、ストレスが溜まりやすい。

担当児相の担当者は、一時保護した児童と面接する気持ちは会っても、頻繁に出張すると、業務が滞ってしまうことになりかねず、ストレスが溜まりやすい。

(資料3)

一時保護所児童心理司の業務

神戸市こども家庭センター
一時保護所児童心理司
中村 有生

【経過】

H16年4月より一時保護所に児童心理司が新しい職種として配置され、試行錯誤しながら2年が経過した。事前に決まった業務のなかった時点から、徐々に一時保護所という生活場面の中における心理職の役割を模索しながらも、業務の拡充を行ってきた。現在の業務、課題、問題点などを以下で報告する。

【勤務の状態】

週24時間(8時間×3日) 月・水・木曜日、必要に応じて土・日・祝の出勤

【現在の業務】

基本的に生活場面に入り、生活場面を通じての行動観察、援助を行っており、必要に応じて個別面接を行っている。

<通常業務>

- ・ 心理的行動観察
- ・ 心理的援助
- ・ 心理所見の作成
- ・ 児童相談所全体会議(個別、援助会議)への出席、心理所見の報告
- ・ 保護所内職員会議への出席
- ・ 日課、行事、生活指導などの補助業務
- ・ 判定員、CWとの連絡(心理検査の結果の聞き取り、及び児童の生活場面についての報告)
- ・ 研修への参加 など

<保護所分掌業務>

- ・ 一時保護所行動観察係り業務
観察記録表(行動観察記録表)の改正、観察

会議(ケースカンファレンス)の運営

<特別業務>

- ・ 軽度発達障害児に対するソーシャルスキルトレーニングの計画、実施
- ・ 性非行少年に対する更正プログラムの計画、実施
- ・ 保護所内性的トラブルへの危機介入指針の作成
- ・ 中学生を対象としたグループワーク
- ・ 保護所内での性教育にあつたての注意点の作成
- ・ 運動面の特別プログラムの計画、実施

【課題】

～被虐待児、軽度発達障害児の増加～

現在の被保護児童の特徴としては、被虐待児(入所児童の35%)や軽度発達障害児が多く対応が困難なケースが多い。このことは入所児童の延べ日数の増加にも表れている。

被虐待児や軽度発達障害を持つ児童の場合は生活場面での不適応行動(感情の爆発、対人関係の取れなさ、攻撃的言動、自尊感情の低下など)がよく見られる。これらの不適応行動に対しては個別の対応だけでなく、集団場面・生活場面での環境療法としての対応が必要である。また、これらの不適応行動の心理的な理解・対応も必須である。そして、これらの対応には一貫した対応、即時的な介入が必須である。

【問題点】

- ・ 時間的不足の問題点
現在は24時間/週の時間で業務を行っている

るが、時間的不足による問題を感じており、業務に支障を来たしている。

○連続性の欠如：勤務時間的に、ケースの流れが捉え難く連続した対応が取りにくい。

○即時介入の不足：不適応行動に対しては時間が立ったのちの対応では効果が薄く、即時介入の繰り返しを積み重ねることが必要である。時間の不足のためにこれが十分にできていない状況である。